# 「琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針」(案)に関する 意見の募集(パブリックコメント)の結果について

#### 1.概要

平成28年2月に取りまとめた「琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針」(案)につき、以下のとおり意見募集を行った。

・意見募集期間 : 平成28年2月18日(木)~平成28年3月2日(水)

・告知方法:電子政府の総合窓口(e-GOV)、環境省ホームページ及び記者発表

・意見提出方法 :電子メール、郵送又はファックスのいずれか

2. 意見提出数

7通(意見の件数15件)

(内訳)

個人又は無記名 7

3. 寄せられた御意見概要及びそれに対する考え方(案) 別紙のとおり。

### 寄せられた御意見の概要及びそれに対する考え方(案)

## 「琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針」(案)に関する意見

No.	該当	省箇所	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方(案)
	頁	行			
1	4	12	琵琶湖の保全や再生にとって、例示の農業体験、魚を学ぶ体験等の自然を観察する機会の充実を是非図りたい。特に、「水環境体験」を付加し多様な水環境体験を子どもの発達段階に応じて実施したい。	1	ご意見の主旨については、2.(6)教育の充実等に関する事項において、「農業体験、魚を学ぶ体験、森林・林業体験、自然観察会その他自然を観察する機会の充実及びエコツーリズムの推進等を通じて、琵琶湖の自然環境に関する教育の充実を図るとともに、琵琶湖の多面的な重要性を幅広く広報・啓発し、琵琶湖の保全及び再生に関する国民の関心と理解を深めるよう努めるものとする。」として記述しております。 なお、本意見の内容については、法第3条に基づく琵琶湖保全再生施策に関する計画の策定主体である滋賀県とも共有させていた
					だきます。
2	-	•	琵琶湖の状況は南湖と北湖とで違っており、 それぞれの課題を整理するべきである。	1	「2.琵琶湖保全再生施策に関する基本的事項」において、「琵琶湖の保全及び再生を行うにあたっては、琵琶湖の各水域における 状況等も踏まえた施策の推進を図るものとする」と記述していると ころであり、南湖と北湖についてもそれぞれの課題の整理を含め、 状況等を踏まえた施策の推進を図っていくこととしております。
3	-	_	法第 4 条から第 6 条の国の財政的支援について基本方針のなかでより具体化すべきである。	1	ご意見の主旨については、1.(1)において「・・・琵琶湖の 保全及び再生に関し実施すべき施策について国が必要な支援を行 う事を旨として、・・・」と記述しているところであり、琵琶湖保 全再生施策について必要な支援を行うよう努めてまいります。

No.	該当	首箇所 行	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方(案)
4	3	14~	此処に「底質の保全及び改善、・・・のため、」「・・・水草の除去のほか、湖底の耕うん、湖底における砂地の造成、・・・に努めるものとする。」とありますが、南湖(例えば、赤野井湾)における底泥の多い箇所では、従来からのこれらの手法では「糠に釘」状態で、長年かけても底質の保全及び改善の施策は成功しませんでした。また、水草やオオバナミズキンバイの大量繁茂は、底泥中の豊富な栄養がささえているのです。 この状況を踏まえ、「底泥の適切な除去」を「底質の保全及び改善」の施策に加える必要があると考えます。	1	ご意見の主旨については、2.(3) 二において「底質の保全及び改善、・・のため、大量繁茂している水草の除去のほか、湖底の耕うん、湖底における砂地の造成・・・に努めるものとする。」と記述しているところであり、頂いたご意見も踏まえ、底質の保全及び改善に資する施策の推進に努めてまいります。 なお、本意見の内容については、法第3条に基づく琵琶湖保全再生施策に関する計画の策定主体である滋賀県とも共有させていただきます。

### 本基本方針案以外の御意見

No.	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
1	琵琶湖の保全及び再生に関する環境教育の基盤施策は、水	1	ご意見の主旨については、今後の施策を推進するに当たっての参
	に関する環境倫理観の醸成である・学校における水環境の保		考とさせていただきます。
	全及び保全に関する指導は、小中高の学習指導要領に基づき		なお、本意見の内容については、法第3条に基づく琵琶湖保全再
	実施されているものの十分ではない。		生施策に関する計画の策定主体である滋賀県とも共有させていた
	琵琶湖再生法の成立を機会に、「水と人」水環境副読本を		だきます。
	発行し、日本の全児童生徒に水に関する環境倫理観の醸成の		
	ために活用したい。		
2	琵琶湖の保全及び再生に関する環境教育には、琵琶湖の湖	1	
	上における直接体験学習の実施が重要である。琵琶湖の水質		
	や生物などの水環境の現状に直接触れ、水環境の保全と再生		
	についてのあり方を考え、学んでいくこと大切である。全国		
	の中・高校生の修学旅行が、仮称「びわ湖丸」による水と魚・		
	真珠体験学習として琵琶湖で実施する。		
3	琵琶湖は、法第1条の目的にも示されたように、国民的資	1	
	産である。同時に、地球規模で水環境問題が一層深刻になる		
	中で、琵琶湖の保全と再生についての取り組みを世界に誇れ		
	る技術と知見として高め、世界的資産として誇れるものとし		
	たい。そして、地球の水問題の解決に向けて、世界一の貢献		
	をしていかなければならない。		
	そのために、その基盤整備として国立「子ども水みらい館」		
	を建設し、日本の子どもとともに世界の子どもに、水環境の		
	保全と再生について学ぶ機会を提供したい。		

4	現在の琵琶湖が抱えている問題は、自然の浄化能力が低下してきたことに起因しており、森林、河川、内湖、湖内それぞれにおける自然の浄化能力を高める工夫と取組を行うべきである。	1	1.(3)において、「生態系の変化や水質汚濁などに関するメカニズム等には未解明な部分が多く、諸課題の抜本的な解決には至っていない現状である。・・・メカニズムの解明や抜本的な課題解決のために必要な調査研究等を行っていくことが必要である。」と記述しているところであり、頂いたご意見の主旨も参考に、必要な調査研究等を行い、森林、農地、市街地、河川、湖辺、湖内など広範多岐にわたる琵琶湖保全再生施策の推進に努めてまいります。
5	世界中で地下水汚染が問題となっています。琵琶湖の浄化に取り組むことにより地下水汚染の取り組みも触れてはと感じました。広範囲の圃場から地下に浸透しているとも考えられることや、栄養価の高い排水が琵琶湖に流れ込み堆積し地下浸透している可能性はと推測しました。また、琵琶湖の水環境のためには農業排水の改善なくしては、飛躍的改善の成果は得られず、日本の宝としまた世界に誇るものとして掲げられないと思います。	1	ご意見の主旨については、2.(1)において「琵琶湖の水質の 汚濁の防止のために水質汚濁防止法、湖沼水質保全特別措置法等に 基づく工場及び事業場の排水対策、下水道、浄化槽、農業集落排水 施設等の計画的な整備による生活排水対策、農業用用排水施設の計 画的な整備等による農地、市街地等からの流出水対策、琵琶湖への 流入河川及び琵琶湖内における水質保全対策等を図るよう努める ものとする。」と記述しているところであり、農業排水対策等、琵 琶湖の水環境の改善に資する琵琶湖保全再生施策の推進に努めて まいります。
6	第二十条には概ね大賛成であるが、条文内の「景観の整備」の箇所に、今までのことを思うと、大きな不安を感じる。琵琶湖周辺の観光を推進するにあたっては、今までのようにまず「箱物」ありきのやり方を継続するのであれば、本末転倒だと思います。今後は元々あった自然湖岸には簡単に手をつけず、浜に簡単にコンクリの建築物や住居を建てたり、浜辺をアスファルト化するのは、避けるべきです。また湖岸は地元の方を含め、国民みんなのものなので、特定の人のみしか入られないような場所は、これ以上増やすべきではないと思います。みなが散歩したり、お弁当を食べたり、泳いだり、	1	ご意見の主旨については2.(4)景観の整備及び保全に関する事項」において「・・・琵琶湖及び琵琶湖を中心とする周辺地域の一体的な景観の整備及び保全に努めるものとする。」と記述しているところであり、今後、頂いたご意見も参考にしながら景観の整備及び保全のために必要な措置を講ずるよう努めてまいります。なお、本意見の内容については、法第3条に基づく琵琶湖保全再生施策に関する計画の策定主体である滋賀県とも共有させていただきます。

	釣りをしたりと、自然の波打ち際で静かに遊ぶことのできる 琵琶湖が未来永劫残っていってほしい。 地元の活性化のために浜辺にリゾートホテル等ができる こともあるようであるが、宿泊客だけのための浜になってし		
	地元の活性化のために浜辺にリゾートホテル等ができる		
	こともあるようであるが、宿泊客だけのための浜になってし		
	まうような建て方は、絶対に避けて欲しい。そこで何十年も		
	何日に一回か投網をして、夕食のおかずを獲っていた地元の		
	方の楽しみが失われてしまうようなことは、絶対におかし	ļ	
	い。また琵琶湖の生物に影響が極力少ない場所で、景観的に	ļ	
	違和感のないデザインを実現できなければ、リゾートホテル		
	等の建築は時代錯誤だと思う。		
	「景観の整備」の観点からすると、現在の琵琶湖湖岸のあ		
	らゆるエリアで執拗にはためいている外来魚関連の幟は非		
	常にマイナスなので、即時撤去してほしい。湖岸の美しさを、		
	幟がぶちこわしています。		
7	底質保全及び改善の為でしょうか?草津市沖の浚渫跡の	1	ご意見の主旨については、今後の施策を推進するに当たっての参
	埋め戻しを現在、実施していますが、過去、湖底の砂利を集		考とさせていただきます。
	め、湖底を穴ぼこだらけにし、その次は穴を埋め戻すという		なお、本意見の内容については、法第3条に基づく琵琶湖保全再
	のは、あまりにも場当たり的な施策としか思えません。埋め		生施策に関する計画の策定主体である滋賀県とも共有させていた
	戻す際に、また水質汚濁になるのではないでしょうか。税金		だきます。
	の無駄遣いです。		
8	「漁業環境の改善や船舶の航行の安全の確保等のため、大	1	近年の大量繁茂により、湖沼環境への悪影響、水産生物の生息環
	量繁茂している水草の除去」とありますが、琵琶湖大橋以南		境の悪化、船舶の航行障害等が問題となっているため、有識者のご
	において、漁業が採算のとれる事業として、成立しているの		意見を踏まえつつ、今後も引き続き関係機関と連携し、ご意見の主
	でしょうか。漁業環境の改善にしては、あまりにも藻を刈り		旨も参考に、適切に施策が行われるよう努めてまいります。
	すぎているように思います。魚が生育するためには、藻はあ		なお、本意見の内容については、法第3条に基づく琵琶湖保全再
	ったほうが良いと感じます。また、船舶の航行の安全を確保	1	生施策に関する計画の策定主体である滋賀県とも共有させていた
8	め、湖底を穴ぼこだらけにし、その次は穴を埋め戻すというのは、あまりにも場当たり的な施策としか思えません。埋め戻す際に、また水質汚濁になるのではないでしょうか。税金の無駄遣いです。 「漁業環境の改善や船舶の航行の安全の確保等のため、大量繁茂している水草の除去」とありますが、琵琶湖大橋以南において、漁業が採算のとれる事業として、成立しているのでしょうか。漁業環境の改善にしては、あまりにも藻を刈りすぎているように思います。魚が生育するためには、藻はあ	1	なお、本意見の内容については、法第3条に基づく琵琶湖保全生施策に関する計画の策定主体である滋賀県とも共有させていだきます。  近年の大量繁茂により、湖沼環境への悪影響、水産生物の生息境の悪化、船舶の航行障害等が問題となっているため、有識者の意見を踏まえつつ、今後も引き続き関係機関と連携し、ご意見の旨も参考に、適切に施策が行われるよう努めてまいります。 なお、本意見の内容については、法第3条に基づく琵琶湖保全

	するにしても、藻を刈り過ぎているとも思います。藻刈り事		だきます。
	業には補助金が出たはずですが、これも税金の無駄使いで 		
	す。		
9	水中に電気を流し、失神して水面に浮いている外来魚を回	1	効果的な外来魚の駆除方法として、以前は主に刺網が行われてい
	収する事業がありますが、在来魚も失神させ、小魚について		ましたが、コイやフナ等の在来魚の混獲も多く、在来魚への影響を
	は失神だけでは収まらず、死んでいる物も少なからずいるの		最小限にすることが必要でした。
	ではないでしょうか。もう少し直接、在来魚を増やす施策を		電気ショッカーボートによる駆除は、電気ショックにより一時的
	行うべきと思います。また、色々な方法で、水辺で琵琶湖を		に麻痺した魚類を捕獲する方法であり、駆除目的とする外来魚だけ
	楽しんでいる人たちにとって、感電する危険があります。こ		を取り上げ、在来魚は再放流できることから、刺網に比べて混獲を
	ちらも補助金が出ているはずです。		防ぐことが可能です。魚体の感電する強さは、電圧、水質、水温、
			魚種、魚体サイズ等が関連しますが、現在、これらの専門的な知見
			を有した者の指導に基づき、安全及び生態系に最大限配慮しつつ、
			電気ショッカーボートによる駆除が行われています。
			なお、本意見の内容については、法第3条に基づく琵琶湖保全再
			生施策に関する計画の策定主体である滋賀県とも共有させていた
			だきます。
10	いつまでも漁業関係者が行政の補助金に頼る事なく、自立	1	ご意見の主旨については、今後の施策を推進するに当たっての参
	していける施策を考えていくべきではないでしょうか。補助		考とさせていただきます。
	金を交付するにしても、もう少しそのあたりを考慮した事業		なお、本意見の内容については、法第3条に基づく琵琶湖保全再
	内容にすべきと思います。		生施策に関する計画の策定主体である滋賀県とも共有させていた
			だきます。
11	「琵琶湖保全推進協議会」とありますが、前述協議会に限	1	ご意見の主旨については、1.(2)において「・・・多様な主
	らず、釣り業者の代表でなく本当の釣り人代表の意見をちゃ		体が琵琶湖の保全及び再生に対する認識を共有するとともに、それ
	んと聞きながら施策を進めるようにお願い致します。		ぞれの知見を活用し、より一層の連携を図ることが必要である。」
			と記述しているところでもあり、頂いたご意見も参考に施策の推進
			に努めてまいります。
	1		

		なお、本意見の内容については、法第3条に基づく琵琶湖保全再
		生施策に関する計画の策定主体である滋賀県とも共有させていた
		だきます。